

## 小金井市居住支援協議会会則の改正（案）

改正会則			現行会則		
（組織） 第4条 協議会は、別表に掲げる会員をもって構成する。			（組織） 第4条 協議会は、別表に掲げる会員をもって構成する。		
別表（第4条関係）			別表（第4条関係）		
区分	団体名等	人数	区分	団体名等	人数
不動産関係団体	公益社団法人東京都宅地建物取引業協会第11ブロック	1	不動産関係団体	公益社団法人東京都宅地建物取引業協会武蔵野中央支部	1
	公益社団法人全日本不動産協会東京都本部多摩中央支部	1		公益社団法人全日本不動産協会東京都本部多摩中央支部	1
社会福祉法人	社会福祉法人小金井市社会福祉協議会	1	社会福祉法人	社会福祉法人小金井市社会福祉協議会	1
小金井市	都市整備部長	1	小金井市	都市整備部長	1
	地域福祉課長	1		地域福祉課長	1
	自立生活支援課長	1		自立生活支援課長	1
	高齢福祉担当課長	1		高齢福祉担当課長	1
	地域包括支援センター	1		地域包括支援センター	1
	子育て支援課長	1		子育て支援課長	1
	まちづくり推進課長	1		まちづくり推進課長	1
附 則 この会則は、令和5年 月 日から施行する。					

